

2025年8月25日

被保険者各位

健康保険証廃止に伴う資格確認書一括職権交付について（現役被保険者向け）

パナソニック健康保険組合
保険業務部

保険証の経過措置が2025年12月1日をもって終了いたします。厚労省より健康保険組合へ、以下の対象者に対して、一括で資格確認書（※）を職権交付する取り扱いが示されていることから、11月に事業主経由でお届けすることとしております。

（※2025年12月2日以降、医療機関等を受診の際に提示することで、従来通り保険診療を受けられます）

【今回の一括職権交付の対象者（すべてを満たす方）】

- ① 2024年12月1日以前の加入者
- ② 2025年9月末時点で
 - パナソニック健保の資格を有している方
 - 健康保険証を有している方
 - マイナ保険証の利用ができない方
（マイナンバーカードを保有していない、マイナ保険証利用登録を行っていない等）
 - 資格確認書の交付がない方

なお、今後は、原則マイナ保険証の利用となりますので、マイナ保険証のご準備をお願い致します。

（ご参考） https://phio.panasonic.co.jp/hoken/hokensho_haishi/index.html

（よくあるQ&A） https://phio.panasonic.co.jp/mynumber/index.html#qa_hokensho

以上